

## (1) 昭和 47 年政府見解（全文）

国際法上、国家は、いわゆる集团的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第 51 条、日本国との平和条約第 5 条 (C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦との共同宣言 3 第 2 段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上右の集团的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集团的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第 9 条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第 13 条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうも解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止（や）むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

## (2) 安倍内閣の昭和 47 年政府見解（第三段落）「三つの構造分割」論の否定

安倍内閣は、「外国の武力攻撃」の読み替えとともに、昭和 47 年政府見解の第三段落部分を、基本的な論理①（「憲法は、第 9 条において」の部分）、基本的な論理②（「しかしながら、だからといって」の部分）、帰結（あてはめ）（「そうだとすれば」の部分）と勝手に三つに構造分割し、基本的な論理①、②の箇所を昭和 47 年政府見解が示す憲法 9 条解釈の「基本的な論理」は終わっていて、帰結（あてはめ）の部分はその「基本的な論理（具体的には②の部分）」に昭和 47 年当時の事実認識（「我が国に対する外国の武力攻撃」の局面しか国民の生命等が根底から覆ることはあり得ない）を「当てはめ」、その結果として、我が国に対する外国の武力攻撃に対処する武力行使（個別的自衛権行使）は合憲であるが集团的自衛権行使は違憲であるとの結論が書かれていると説明している。そして、7.1 閣議決定では、ホルムズ海峡事例など「同盟国等に対する外国の武力攻撃」の局面でも国民の生命等が根底から覆ることがあり得るといふ新しい事実認識を「基本的な論理（具体的には②の部分）」に「当てはめ」、同盟国等に対する外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底から覆られる事態に対処する「限定的な集团的自衛権行使」が新しい「帰結（あてはめ）」として得られた、新たな解釈の整理があったという意味で「解釈変更」である、としている。

しかし、このような第三段落を三つの意味に構造分割する主張は、以下のように、昭和 47 年政府見解の日本語の文章の読み方として、完全に非論理的かつ不合理なものとなり、「外国の武力攻撃」の読み替えを強行するための詭弁であることが理解できる。

(a)母集団全てを否定する目的の文書でその部分集合を許容していることになる非論理性： 昭和 47 年政府見解は、冒頭で「いわゆる集团的自衛権」として、あらゆる集团的自衛権に共通する定義を述べた上で（これは安倍内閣も認めている）、そうした「いわゆる集团的自衛権」の行使が違憲であるという政府の「考え方」（第二段落）を論証するとして、その論証部分（第三段落）の結論として「いわゆる集团的自衛権」の行使は違憲であるとしている。ところが、「昭和 47 年政府見解の読み替え」とは、このような文書に対して、その論証部分（第三段落）の中で「限定的な集团的自衛権行使」を合憲とする法理が認められているとするものであるが、あらゆるものを否定する論拠を述べる箇所その部分